届出要領 別紙 体制届 提出書類一覧

1. 提出が必要な書類

加算等を変更する場合、体制届提出書類一覧 (P3 以降参照) を確認し、加算等の変更にあたって必要な書類を提出してください。 また、体制届を提出する場合、同じ事業所番号の事業所ごとにまとめて体制届を作成してください。

<書類提出の要否の参考事例>

3月までの状況		4月からの状況	提出する書類
就労移行 就労定着率区分 3 (就職後 6	\rightarrow	区分の変更の有無にかかわらず提出必須	体制届別紙1、別紙2
月以上定着率が3割以上4割未満)		※就労定着者の状況の確認が必要であるため。	体制届:報酬区分の変更に必要な書類
就労継続A	\rightarrow	区分の変更の有無にかかわらず提出必須	体制届別紙1、別紙2
評価点区分		※公表状況(原則4月中)の報告が必要であるため。	体制届:報酬区分の変更に必要な書類
就労継続B 平均工賃月額区分3(3万円	\rightarrow	平均工賃月額区分2(3万5千円以上4万5千円未満)	体制届別紙1、別紙2
以上3万5千円未満)			体制届:報酬区分の変更に必要な書類
送迎加算あり	\rightarrow	送迎加算あり	提出不要
重度障害者支援加算なし	\rightarrow	重度障害者支援加算あり	体制届別紙1、別紙2
		※算定要件を満たすため「新規算定」	体制届:○○加算の変更に必要な書類
目標工賃達成指導員配置加算あり	\rightarrow	目標工賃達成指導員配置加算なし	体制届別紙1、別紙2
		※算定要件を満たさないため「算定終了」	
福祉専門職員配置等加算Ⅲ型	\rightarrow	福祉専門職員配置等加算Ⅱ型	体制届別紙1、別紙2
		※Ⅱ型算定要件を満たすため「区分変更」	体制届:○○加算の変更に必要な書類
福祉·介護職員処遇改善加算 I 型	\rightarrow	処遇改善加算I型	処遇改善計画書
			※体制届は提出不要
福祉·介護職員処遇改善加算 I 型	\rightarrow	処遇改善加算Ⅱ型	処遇改善計画書
		※I型算定要件を満たさないため「区分変更」	※体制届は提出不要
生活介護○○加算なし	\rightarrow	生活介護○○加算あり	体制届別紙1、別紙2(生活介護)
※多機能型事業所(生活介護及び就労移		※算定要件を満たすため生活介護○○加算「新規算定」	体制届:生活介護○○加算の変更に必要な書
行支援) の場合		※就労移行支援は「変更なし」	類

2. 体制届別紙2の記載方法

体制届別紙2には、「変更後の加算等に○」をして、「変更の適用年月日」のみ記載してください。

体制届別紙 2-1 記載例:生活介護の加算変更をする場合(人員配置体制加算(Ⅱ型) → 人員配置体制加算(Ⅰ型))

別紙2-1 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(生活介護)

定員数	定員規模	多機能型等定員区分(※	人員配置 区分(※		その他該当する体制等	
足貝奴	足貝別法	1)	2)		(の)地域ヨケの体制寺	適用開始日
				地域区分	6. 六級地(鈴鹿市、津市、四日市市、桑名市、亀山市) 7. 七級地(名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町) 20. その他(上記以外の市町)	
			/	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
				定員超過	1. なし 2. あり	
				職員欠如	1. なし 2. あり	
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
				開所時間減算	1. なし 2. あり	
				開所時間減算区分(※6)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
				短時間利用減算	1. なし 2. あり	
				大規模事業所減算	1. なし 5. 定員81人以上	
				医師配置(嘱託医含む)	1. 配置なし(減算あり) 2. 配置あり(減算なし)	
			1. Ⅰ型	人員配置体制加算	1. なし 2. あり	R. 3. 4. 1
		\	(1.7:1)	福祉専門職員配置等	1. なし 2. Ⅱ型 3. Ⅲ型 4. Ⅰ型	

体制届提出書類一覧 目次

居宅介護等訪問系サービス	4
療養介護	5
生活介護	7
短期入所	9
施設入所支援	11
自立訓練(機能訓練)	13
自立訓練(生活訓練)	15
就労移行支援	18
就労継続支援A型	20
就労継続支援B型	22
就労定着支援	25
自立生活援助	26
共同生活援助	27
一般相談支援	30
児童発達支援及び放課後等デイサービス	31
保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援	34
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	35

<凡例:加算等の算定時期>

区分	算定時期	備考
۸	4月1日分報酬から加算等の変更が適	前年度実績に基づく加算等、減算、
A	用	福祉・介護職員処遇改善加算等
	新規算定、区分変更(報酬単位数の増	前年度実績に基づかない加算等
	加)	
	⇒5月1日分報酬から加算等の変更	
D	が適用(=4月分報酬は3月まで	
В	の状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減	
	少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算のみ

居宅介護等訪問系サービス

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	変更がある場合は必ず提出	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
特定事業所加算	□別紙 4-1(訪問系)	変更する場合のみ提出	A
	□別紙 15-1~15-4		
	□各要件を満たすことがわかる		
	書類		
・福祉・介護職員処遇	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定	A
改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

療養介護

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	変更がある場合は必ず提出	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
算定表	□別紙 3-1		
人員配置区分(報酬	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
区分)			
人員配置体制加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
	□別紙 16-2		
福祉専門職員配置	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
等加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I ,II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定す	Α
遇改善加算	計画書	る場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
特定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等			
ベースアップ等支			
援加算			
指定管理者制度適	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	Α
用区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
等	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	

	→4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

生活介護

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	変更がある場合は必ず提出	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
算定表	□別紙 3-2		
	□別紙 3-3(障害者支援施設の場		
	合)		
人員配置区分(報酬	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
区分)			
人員配置体制加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
	□別紙 16		
福祉専門職員配置	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
等加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I ,Ⅱ の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
常勤看護職員等配	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
置加算	□看護師又は准看護師、保健師免		
	許証写し		
視覚•聴覚言語障害	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
者支援体制加算	□別紙 5		
重度障害者支援加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
算	□別紙 10-5		
	□研修修了証書写し		
リハビリテーショ	□別紙 27	変更する場合のみ提出	В
ン加算			
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の場		
	合)		
延長支援加算	□別紙 35	変更する場合のみ提出	В
	□個別支援計画写し		
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
就労移行支援体制	□別紙 11	変更する場合のみ提出	A
加算			

サービス管理責任	□別紙 45	変更する場合のみ提出	В
者配置等加算	□サービス管理責任者等研修修		
※共生型サービス	了証書写し		
のみ対象	□相談支援従事者実務者研修(講		
	義部分)修了証明書写し		
	□実務経験証明書		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定す	A
遇改善加算	計画書	る場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
特定処遇改善加		の提出は不要	
算			
・福祉・介護職員等			
ベースアップ等			
支援加算			
指定管理者制度適	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
用区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
等	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

短期入所

事項	提出書類	提出の要否	算 定時期
届出書	□別紙 1-1	変更がある場合は必ず提出	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
算定表	□別紙 3-4		
施設区分	□別紙 4-1	施設区分を福祉強化型にする	A
	□看護師又は准看護師、保健師	場合のみ提出	
	免許証写し		
常勤看護職員等配置	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算	□看護師又は准看護師、保健師		
	免許証写し		
重度障害者支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
(強度行動障害研修	□別紙 10-3		
修了者)	□研修修了証書写し		
医療連携体制加算	□別紙 8	変更する場合のみ提出	Α
(IX型)	□重度化した場合の対応指針		
	□看護師資格証写し(事業所職		
	員として看護師確保の場合)		
	□病院等の契約書写し(病院等		
	と連携し、看護師確保の場合)		
栄養士配置加算	□別紙 18	変更する場合のみ提出	В
	□管理栄養士免許証写し		
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の		
	場合)		
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
日中活動支援加算	(届出書(別紙 1-1)、体制等状	新たに算定する場合のみ提出	В
	況一覧表 (別紙 2-1) のみ提出)		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定す	Α
遇改善加算	計画書	る場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			

加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

Α	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更(報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

施設入所支援

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は必	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	ず提出	
算定表	□別紙 3-3		
夜勤職員配置体制	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
加算	□別紙 19		
栄養マネジメント	□別紙 18	変更する場合のみ提出	В
加算	□管理栄養士免許証写し		
重度障害者支援加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
算 I 型	□別紙 10		
重度障害者支援加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
算Ⅱ型(研修修了	□別紙 10-2		
者配置体制)	□研修修了証書写し		
視覚・聴覚言語障	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
害者支援体制加算	□別紙 5		
夜間看護体制加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
	□別紙 20		
地域生活移行個別	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
支援特別加算	□別紙 29		
	□資格証等写し		
口腔衛生管理体制	(届出書(別紙 1-1)、体制等状	新たに算定する場合のみ提出	В
加算	況一覧表(別紙 2-1)のみ提出)		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定す	A
遇改善加算	計画書	る場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
特定処遇改善加		の提出は不要	
算			
・福祉・介護職員等			
ベースアップ等			
支援加算			
指定管理者制度適	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	А
用区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В

等	置付けたことを証する書類	
	□運営規程	

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

自立訓練 (機能訓練)

事項	提出書類	提出の要否	算 定 時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は必ず	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	提出	
算定表	□別紙 3-4		
視覚・聴覚言語障	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
害者支援体制加算	□別紙 5		
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の		
	場合)		
福祉専門職員配置	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
等加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I , II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数に		
	より加算Ⅲを算定する場合)		
リハビリテーショ	□別紙 27	変更する場合のみ提出	В
ン加算			
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
社会生活支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 42		
	□資格証写し(有資格者を職員		
	として配置する場合)		
	□研修内容等に関する資料		
就労移行支援体制	□別紙 11	変更する場合のみ提出	A
加算			
サービス管理責任	□別紙 45	変更する場合のみ提出	В
者配置等加算	□サービス管理責任者等研修修		
※共生型サービス	了証書写し		
のみ対象	□相談支援従事者実務者研修		
	(講義部分)修了証明書写し		
	□実務経験証明書		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定する	A
遇改善加算	計画書	場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)の	

特定処遇改善加		提出は不要	
算			
・福祉・介護職員等			
ベースアップ等			
支援加算			
指定管理者制度適	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
用区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
等	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更(報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

自立訓練(生活訓練)

事項	提出書類	提出の要否	算 定時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は必	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	ず提出	
算定表	□別紙 3-4		
視覚・聴覚言語障害者	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
支援体制加算	□別紙 5		
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の		
	場合)		
夜間支援等体制加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
※宿泊型自立訓練のみ	□別紙 7-2	※Ⅰ型及びⅡ型については、	
		加算区分自体には変更がな	
		くても、夜間支援対象利用	
		者数の区分に変更が生じる	
		場合は提出が必要。	
短期滞在加算及び精神	□別紙 13	変更する場合のみ提出	В
障害者退院支援施設加			
算			
福祉専門職員配置等加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I , II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数に		
	より加算Ⅲを算定する場合)		
地域移行支援体制強化	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算および通勤者生活	□別紙 21		
支援加算			
※宿泊型自立訓練のみ			
地域生活移行個別支援	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
特別加算	□別紙 29-2		
※宿泊型自立訓練のみ			
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
看護職員配置加算	□別紙 32	変更する場合のみ提出	В

個別計画訓練支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 38		
	□資格証写し		
社会生活支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 42		
	□資格証写し(有資格者を職員		
	として配置する場合)		
	□研修内容等に関する資料		
就労移行支援体制加算	□別紙 11	変更する場合のみ提出	А
精神障害者地域移行特	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
別加算	□別紙 40		
※宿泊型自立訓練のみ	□資格証写し		
強度行動障害者地域移	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
行特別加算	□別紙 41		
※宿泊型自立訓練のみ	□研修修了証書写し		
サービス管理責任者配	□別紙 45	変更する場合のみ提出	В
置等加算	□サービス管理責任者等研修修		
※共生型サービスのみ	了証書写し		
対象	□相談支援従事者実務者研修		
	(講義部分)修了証明書写し		
	□実務経験証明書		
・福祉・介護職員処遇	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定す	Α
改善加算	計画書	る場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特定		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等ベー			
スアップ等支援加算			
指定管理者制度適用区	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	А
分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算

В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用		
(=4月分報酬は3月までの状態を継続)		
算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)		
⇒4月1日分報酬から変更が適用		
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

就労移行支援

事項	提出書類	提出の要否	算 定 時期
届出書	□別紙 1-1	就労移行支援事業所は必ず	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	提出	
算定表	□別紙 3-4		
就労定着率区分	□別紙 50-1 (別添含む)	就労移行支援事業所は必ず	A
	□一般就労後6か月以上雇用が継	提出	
	続していることが確認できる		
	書類(雇用契約証明書など)又		
	は雇用継続を確認したことを		
	証明する書類(参考様式参照)		
令和5年度における	□令和5年度における就労系障	新型コロナウイルス感染症	A
就労系障害福祉サー	害福祉サービスの基本報酬(新	の影響を受けた間の実績を	
ビスの基本報酬(新	型コロナウイルス感染症対策	用いない就労移行支援事業	
型コロナウイルス感	特例)に関する届出書	所は必ず提出	
染症対策特例) に関	□通常報酬算定として用いる年		
する届出書	度及び特例として用いる年度		
	の生産指標などが確認できる		
	書類		
福祉専門職員配置等	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I , II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
就労支援関係研修修	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
了加算	□別紙 23		
	□研修修了証書写し		
視覚・聴覚言語障害	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
者支援体制加算	□別紙 5		
精神障害者退院支援	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
施設加算	□別紙 13		
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の場		
	合)		

移行準備支援体制加	□別紙 33	変更する場合のみ提出	A
算			
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
社会生活支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 42		
	□資格証写し(有資格者を職員と		
	して配置する場合)		
	□研修内容等に関する資料		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定	A
遇改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
•福祉•介護職員等特		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

就労継続支援A型

事項	提出書類	提出の要否	算 定 時期
届出書	□別紙 1-1	就労継続支援A型事業所は必	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	ず提出	
算定表	□別紙 3-4		
評価点区分	□別紙 50-2	就労継続支援A型事業所は必	A
	□就労継続支援A型事業所にお	ず提出	
	けるスコア表 (全体)		
令和5年度における	□令和5年度における就労系障	新型コロナウイルス感染症の	А
就労系障害福祉サー	害福祉サービスの基本報酬(新	影響を受けた間の実績を用い	
ビスの基本報酬(新	型コロナウイルス感染症対策	ない就労継続支援A型事業所	
型コロナウイルス感	特例)に関する届出書	は必ず提出	
染症対策特例) に関	□通常報酬算定として用いる年		
する届出書	度及び特例として用いる年度		
	の生産指標などが確認できる		
	書類		
人員配置区分(報酬	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	А
区分)			
福祉専門職員配置等	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算Ⅰ,Ⅱの場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
視覚・聴覚言語障害	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
者支援体制加算	□別紙 5		
重度者支援体制加算	□別紙 24	変更する場合のみ提出	А
就労移行支援体制加	□別紙 11	変更する場合のみ提出	Α
算			
賃金向上達成指導員	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
配置加算	□別紙 25-2		
	□賃金向上計画(未提出の場合)		
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の場		

	合)		
社会生活支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 42		
	□資格証写し(有資格者を職員と		
	して配置する場合)		
	□研修内容等に関する資料		
・福祉・介護職員処遇	□障害福祉サービス等処遇改善	※変更の有無に関わらず、算定	A
改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		※体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

就労継続支援B型

事項	提出書類	提出の要否	算 定 時期
届出書	□別紙 1-1	変更する場合のみ提出	_
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
算定表	□別紙 3-4		
平均工賃月額区分	□別紙 50-3	変更する場合のみ提出	A
	※ ピアサポーターを配置してい		
	る場合は以下の書類を追加		
	□別添「ピアサポーター等の配		
	置に関する届出書」		
	□受講した研修の実施要綱、カ		
	リキュラム及び研修を修了		
	したことを証明する書類等		
令和5年度における	□令和5年度における就労系障	新型コロナウイルス感染症	A
就労系障害福祉サー	害福祉サービスの基本報酬(新	の影響を受けた間の実績を	
ビスの基本報酬(新	型コロナウイルス感染症対策	用いない就労継続支援B型	
型コロナウイルス感	特例)に関する届出書	事業所は必ず提出	
染症対策特例)に関	□通常報酬算定として用いる年		
する届出書	度及び特例として用いる年度		
	の生産指標などが確認できる		
	書類		
人員配置区分(報酬	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
区分)			
福祉専門職員配置等	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算 I , II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
視覚・聴覚言語障害	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
者支援体制加算	□別紙 5		
重度者支援体制加算	□別紙 24	変更する場合のみ提出	A
就労移行支援体制加	□別紙 11	変更する場合のみ提出	А
算			
目標工賃達成指導員	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A

配置加算	□別紙 25		
	□工賃向上計画(未提出の場合)		
送迎加算	□別紙 30	変更する場合のみ提出	В
食事提供体制加算	□別紙 6	変更する場合のみ提出	С
	□委託契約書写し(外部委託の場		
	合)		
社会生活支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 42		
	□資格証写し(有資格者を職員と		
	して配置する場合)		
	□研修内容等に関する資料		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	変更の有無に関わらず、算定	A
遇改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
ピアサポート実施加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
算	□障害者ピアサポート研修また		
	は相当する研修の修了証(写		
	L)		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更 (報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	

就労定着支援

事項	提出書類	提出の要否	算定時期
届出書	□別紙 1-1	変更する場合のみ提出	一一
体制等状況一覧表	□別紙 2-1		
就労定着率区分	□別紙 50-4	 変更する場合のみ提出	Α
<u>加力</u>	□別添 1	交叉	11
令和5年度における	□令和5年度における就労系障	新型コロナウイルス感染症	A
就労系障害福祉サー	害福祉サービスの基本報酬(新	の影響を受けた間の実績を	
ビスの基本報酬(新	型コロナウイルス感染症対策	 用いない就労定着支援事業	
型コロナウイルス感	特例)に関する届出書	所は必ず提出	
染症対策特例)に関	□通常報酬算定として用いる年		
する届出書	度及び特例として用いる年度		
	の生産指標などが確認できる		
	書類		
就労支援関係研修修	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
了加算	□別紙 23		
	□研修修了証書写し		
就労定着実績体制加	□別紙 39	変更する場合のみ提出	A
算			
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5月1日分報酬から加算等の変更が適用(=4	
	月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

自立生活援助

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	必ず提出	
人員配置区分(報酬区	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
分)			
福祉専門職員配置等	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し (加算 I , II の場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
居住支援連携体制加	□別紙 49	変更する場合のみ提出	В
算			
ピアサポート体制加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
算	□別紙 46		
	□受講した研修の実施要綱、カリ		
	キュラム及び研修を修了した		
	ことを証明する書類等		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、制度
		改正の新設加算、減算、福祉・介
		護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更(報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5月1日分報酬から加算等の変更が適用(=4	
	月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

共同生活援助

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	必ず提出	
算定表 5	□別紙 3-5		
人員配置区分(報酬	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
区分)			
福祉専門職員配置等	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	A
加算	□別紙 17-1		
	□資格証写し(加算Ⅰ,Ⅱの場合)		
	□実務経験証明書(勤続年数によ		
	り加算Ⅲを算定する場合)		
視覚・聴覚言語障害	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
者支援体制加算	□別紙 5		
看護職員配置加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 43		
	□看護職員の資格証写し		
夜間支援等体制加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
	□別紙 7	※Ⅰ型及びⅡ型については、	
	□別紙 14	加算区分自体には変更が	
		なくても、夜間支援対象利	
		用者数の区分に変更が生	
		じる場合は提出が必要。	
夜勤職員加配加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 44		
重度障害者支援加算	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
	□別紙 10-4		
	□研修修了証書写し		
地域生活移行個別支	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	Α
援特別加算	□別紙 29-2		
精神障害者地域移行	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
特別加算	□別紙 40		
	□資格証写し		

強度行動障害者地域 □別紙 4·1 変更する場合のみ提出 B 変更する場合のみ提出 B で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
□研修修了証書写し 強度行動障害者体験 □別紙 4·1 変更する場合のみ提出 B	3
強度行動障害者体験 □別紙 4·1 変更する場合のみ提出 B	3
□研修修了証書写し	
医療連携体制加算 □別紙 8 変更する場合のみ提出 B	3
(VII型) □重度化した場合の対応指針	
□看護師資格証写し(事業所職員	
として看護師確保の場合)	
□病院等の契約書写し(病院等と	
連携し、看護師確保の場合)	
通勤者生活支援加算 □別紙 34 変更する場合のみ提出 A	A
医療的ケア対応支援 □別紙 4-1 変更する場合のみ提出 B	3
加算 □別紙 47	
・福祉・介護職員処 □障害福祉サービス等処遇改善 ※変更の有無に関わらず、算 A	1
遇改善加算 定する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等 ※体制届(別紙 1-1、別紙 2-1)	
特定処遇改善加算の提出は不要の提出は不要	
・福祉・介護職員等	
ベースアップ等支	
援加算	
指定管理者制度適用 □自治体の発行する指定管理者 変更する場合のみ提出 A	ł
区分 指定通知書等の写し	
地域生活支援拠点等 □市町が地域生活支援拠点に位 変更する場合のみ提出 B	3
置付けたことを証する書類	
□運営規程	

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更 (報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	

一般相談支援

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1-1	加算等に変更がある場合は	
体制等状況一覧表	□別紙 2-1	必ず提出	
施設区分(地域移行支	□別紙 50-5	変更する場合のみ提出	A
援)			
居住支援連携体制加	□別紙 49	変更する場合のみ提出	В
算			
ピアサポート体制加	□別紙 4-1	変更する場合のみ提出	В
算	□別紙 46		
	□受講した研修の実施要綱、カリ		
	キュラム及び研修を修了した		
	ことを証明する書類等		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、制度改正
		の新設加算、減算、福祉・介護職員処
		遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	
С	届出の日から加算を算定可能	食事提供体制加算

児童発達支援及び放課後等デイサービス

事項	提出書類	提出の要否	算定
見い事	□□II/vff 1	チ 洪 嗷 早 加 平 1 加 倅 (手 2) ナ	時期
届出書	□別紙 1	看護職員加配加算(重心)を	
体制等状況一覧表	□別紙 2	算定している事業所は必ず提 	
		出	
		それ以外は変更がある場合の	
		み提出	
児童発達支援未就学	□別紙 30-1	変更する場合のみ提出	Α
児等支援区分	□別紙 30-3 (医療的ケア区分に応		
	じた基本報酬を算定する場合)		
放課後等デイサービ	□別紙 3(※サービス提供時間を	変更する場合のみ提出	A
ス提供時間区分	必ず記載すること。)		
(旧:障害児状態等	□別紙 30-2		
区分)	□別紙 30-3 (医療的ケア区分に応		
	じた基本報酬を算定する場合)		
児童指導員等加配加	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
算	□別紙 13		
	 □理学療法士、児童指導員、保育		
	 士等の資格を証する書類写し		
看護職員加配加算	□別紙 3	左記加算等を現に算定してい	A
(重心)	 □別紙 19	 る場合は必ず提出	
 ※主たる対象: 重症心	 □看護師、准看護師、保健師又は		
 身障害児の場合に限	助産師免許状の写し		
3.	30 , , 2, , ,		
福祉専門職員配置等	□別紙 3		Α
加算	□別紙 4		
7497	□資格証写し(加算Ⅰ、IIの場合)		
	□参考様式 4 実務経験証明書		
	一		
	(動机中数により加昇血で昇 定する場合)		
 栄養士配置加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
		久火りる物ロツか1疋山	D
※児童発達支援セン			
ターに限る。	□管理栄養士又は栄養士免許証		
	の写し		

特別支援加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 6 (※)		
	□特別支援計画書写し(※)		
	※対象児童に変更があるたび、		
	提出が必要。		
強度行動障害児支援	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
加算	□別紙 16-2		
	□強度行動障害支援者養成研修		
	(基礎研修) 修了証の写し		
送迎加算 (重心)	□別紙 17	変更する場合のみ提出	В
※主たる対象: 重症心			
身障害児の場合に限			
る。			
延長支援体制加算	□別紙7(※)	変更する場合のみ提出	В
	□障害児支援利用計画書写し(障		
	害児相談支援事業所が作成し		
	たもの) (※)		
	※対象児童に変更があるたび、		
	提出が必要		
共生型サービス体制	□別紙 21	変更する場合のみ提出	В
強化加算	□資格証写し		
※共生型サービスの			
み			
専門的支援加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 13		
	□理学療法士、作業療法士等の資		
	格証の写し		
	【以下、児童発達支援のみ】		
	(5 年以上の実務経験を有する保		
	育士、児童指導員を配置する場		
	合)		
	□資格を証する書類写し		
	□参考様式4 実務経験証明書		
・福祉・介護職員処遇	□障害福祉サービス等処遇改善	※変更の有無に関わらず、算定	A
改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		※体制届(別紙 1、別紙 2)	
定処遇改善加算		の提出は不要	

・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更 (報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	

保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援

事項	提出書類	提出の要否	算定
			時期
届出書	□別紙 1	加算等に変更がある場合は必	
体制等状況一覧表	□別紙 2	ず提出	
訪問支援員特別加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
	□別紙 14		
	□資格証写し		
	□実務経験証明書		
•福祉•介護職員処遇	□障害福祉サービス等処遇改善	※変更の有無に関わらず、算定	A
改善加算	計画書	する場合、必ず提出	
・福祉・介護職員等特		※体制届(別紙 1、別紙 2)	
定処遇改善加算		の提出は不要	
・福祉・介護職員等べ			
ースアップ等支援			
加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	A
区分	指定通知書等の写し		
地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更(報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更 (報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

事項	提出書類	提出の要否	算定 時期
届出書	□別紙 1	加算等に変更がある場合は	_
体制等状況一覧表	□別紙 2	必ず提出	
福祉専門職員配置等	□別紙 3	変更する場合のみ提出	Α
加算	□別紙 4		
	□資格証写し(加算 I 、II の場合)		
	□参考様式 4 実務経験証明書		
	(勤続年数により加算Ⅲを算		
	定する場合)		
栄養士配置加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
※福祉型障害児入所	□別紙 5		
施設に限る。	□管理栄養士又は栄養士免許証		
	の写し		
職業指導員体制加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
※福祉型障害児入所	□別紙 8		
施設に限る。			
心理担当職員配置体	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
制加算	□別紙 9-1		
	□資格証等の写し		
	□部屋及び設備の平面図、写真		
	□別紙 9-2(※)		
	□児童相談所長が心理指導の必		
	要を認めた書類の写し(※)		
	※対象児童に変更があるたび、		
	提出が必要。		
看護職員配置加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
※福祉型障害児入所	□別紙 10		
施設に限る	□看護師、准看護師、保健師又は		
	助産師免許証の写し		
自活訓練体制加算	□別紙 11	変更する場合のみ提出	В
	□施設と居住場所との位置図		
	□居住場所の平面図		
	□自活訓練計画書		

小規模グループケア	□別紙 12-1 又は 別紙 12-2	変更する場合のみ提出	В
体制加算	 □小規模グループケアを行う施		
	設の平面図		
児童指導員等加配加	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
 算	□別紙 13-2		
 ※福祉型障害児入所	 □理学療法士、作業療法士、言語		
施設に限る	 聴覚士等、児童指導員又は保育		
	士の資格を証するもの(直接支		
	援職員全員分)		
重度障害児支援加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
(強度行動障害支援	□別紙 15		
者養成研修修了者配	□強度行動障害支援者養成研修		
置)	(基礎及び実践) 修了証等の写		
	l		
強度行動障害児特別	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
支援加算	□別紙 16		
	□医師経歴書		
	□強度行動障害支援者養成研修		
	(基礎及び実践)修了証等の写		
	l		
保育職員加配加算	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
※医療型障害児入所	□別紙 20		
施設に限る	□児童指導員又は保育士の資格		
	を証するもの		
ソーシャルワーカー	□別紙 3	変更する場合のみ提出	В
配置加算	□別紙 18		
	□社会福祉士の資格証の写し又		
	は参考様式4 実務経験証明書		
・福祉・介護職員処	□障害福祉サービス等処遇改善	※変更の有無に関わらず、左	Α
遇改善加算	計画書	記加算を算定する場合、必	
・福祉・介護職員等		ず提出	
特定処遇改善加算		※体制届(別紙 1、別紙 2)	
・福祉・介護職員等		の提出は不要	
ベースアップ等支			
援加算			
指定管理者制度適用	□自治体の発行する指定管理者	変更する場合のみ提出	Α
区分	指定通知書等の写し		

地域生活支援拠点等	□市町が地域生活支援拠点に位	変更する場合のみ提出	В
	置付けたことを証する書類		
	□運営規程		

A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	前年度実績に基づく加算等、減算、
		福祉・介護職員処遇改善加算
В	新規算定、区分変更(報酬単位数の増加)	前年度実績に基づかない加算等
	⇒5 月 1 日分報酬から加算等の変更が適用	
	(=4月分報酬は3月までの状態を継続)	
	算定廃止、区分変更(報酬単位数の減少)	
	⇒4月1日分報酬から変更が適用	